

# 榎戸

## 稲城榎戸土地区画整理事業のお知らせ (No.41)

令和2年2月12日

稲城市役所 都市建設部 区画整理課 (市役所3階)

電話 042-378-2111 内線344・345

【区画整理課HP】

稲城市HPではお知らせのカラー版が御覧いただけます。

■アクセス方法 [トップページ](#)>[市政の情報](#)>[まちづくり](#)・住宅

>[土地区画整理事業](#)>[市施行土地区画整理事業](#)>[土地区画整理事業のお知らせ](#)



日頃より、榎戸土地区画整理事業につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
 今回のお知らせは、①今年度の事業実施状況、②審議会の開催状況、③事業期間の変更、④矢野口自治会館隣接の広場利用、⑤仮換地指定証明・保留地証明手数料の改定についてお知らせいたします。  
 関係権利者の皆様方には、今後ご理解ご協力を賜りたく、よろしくお願いいたします。



### ①平成31年度の事業実施状況

平成30年度は、地区北西部の道路築造や舗装工事、整地及び下水道管撤去工事等を実施いたしました。今年度も引き続き、地区北西部の整地工事等を実施しております。

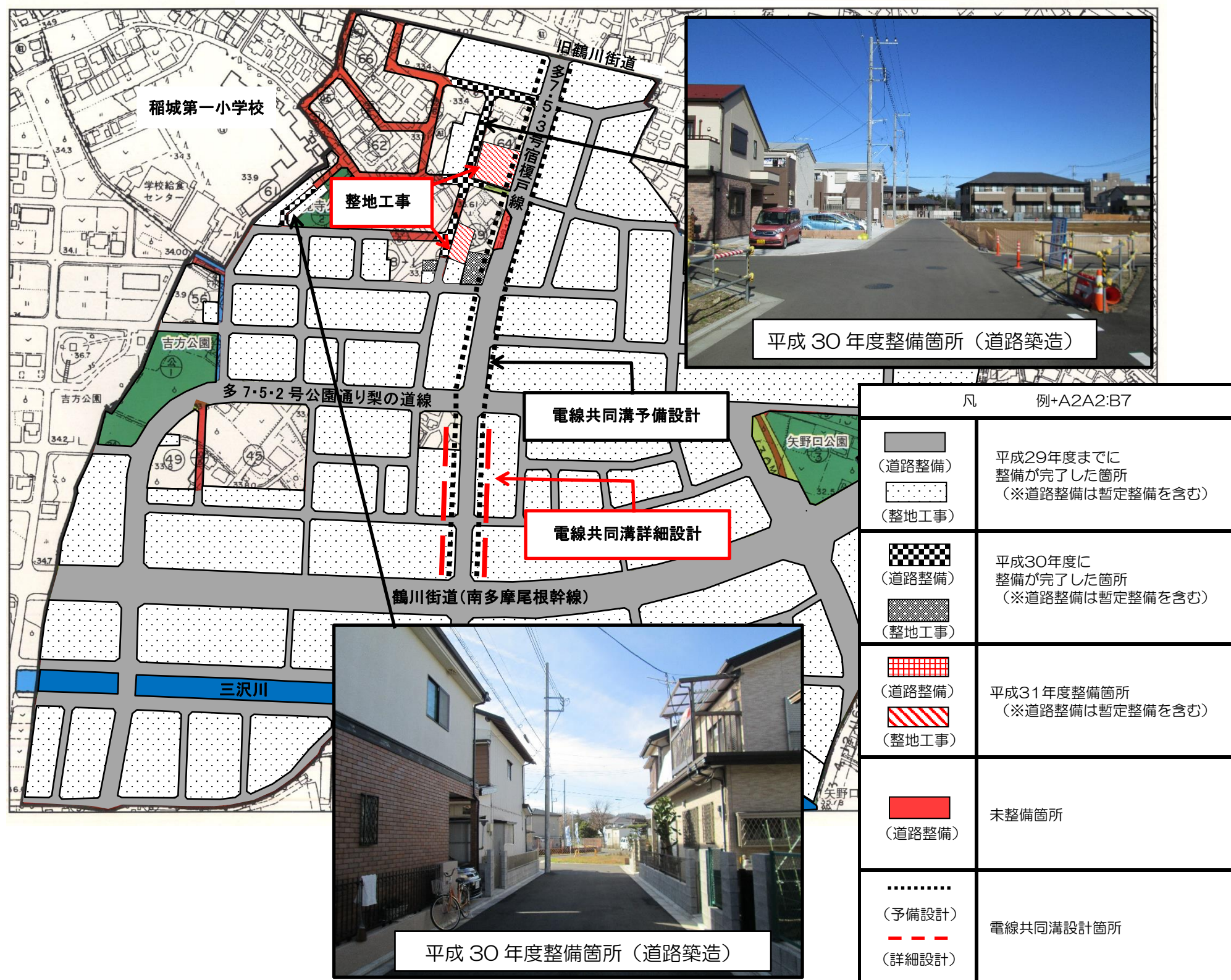
また、地区内では、土地区画整理事業の整備効果を活かしつつ、良好な景観形成や災害時の安全性の向上に向けて、都市計画道路などの幹線道路について、電線類の地中化を図っております。

平成30年度は、多7・5・3号宿榎戸線の電線共同溝予備設計を行いました。今年度は、同路線の南側部分の詳細設計を行い、令和2年度に、同部分の工事に着手する予定となっております。

工事に際しては、皆様にご不便等をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

今後も引き続き、早期の事業完了を目指し、事業進捗を図ってまいります。

## 多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業設計図



## ②審議会の開催状況

事業のお知らせ No.40（平成30年6月発行）以降に行われた榎戸土地区画整理審議会の審議内容等をご報告いたします。第83回、第84回、第85回、第86回の審議会において、移転にご協力いただく方の宅地などの仮換地指定について諮問し、承認されました。

開催日	内容
第83回審議会 平成30年11月13日	<ul style="list-style-type: none"><li>平成30年度事業進捗状況について</li><li>仮換地指定について（諮問）</li><li>仮換地指定の変更について（軽微な変更の報告）</li><li>大規模換地変更についての状況報告</li><li>その他</li></ul>
第84回審議会 平成31年2月12日	<ul style="list-style-type: none"><li>平成30年度事業進捗状況について</li><li>仮換地指定について（諮問）</li><li>仮換地指定の変更について（軽微な変更の報告）</li><li>大規模換地変更についての状況報告</li><li>その他</li></ul>
第85回審議会 令和元年5月23日	<ul style="list-style-type: none"><li>平成31年度事業計画について</li><li>仮換地指定の変更について（軽微な変更の報告）</li><li>大規模換地変更についての状況報告</li><li>その他</li></ul>
第86回審議会 令和元年11月18日	<ul style="list-style-type: none"><li>平成31年度 事業進捗状況について</li><li>換地設計及び保留地の変更について</li><li>仮換地指定について（諮問）</li><li>仮換地の変更について（軽微な変更の報告）</li><li>多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業の事業計画の変更について</li></ul>

## ③事業期間の変更

榎戸地区につきましては、平成元年度に事業着手し、令和2年度の事業完了に向けて事業を進めてまいりました。現在、残事業の中心となっている稲城第一小学校に近い地区北西部については、良好な住環境の創出、より安全に配慮した見通しの良い道路形状や、公園の適切な配置を考慮した換地変更作業を進めており、ここで、令和10年度に事業が完了する見通しとなりましたので、事業期間を下記のとおり変更いたしました。

今後も引き続き、建物移転や工事を実施し、早期の事業完了を目指してまいりますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【事業期間の変更】 平成元年度～平成32年度（令和2年度） → 平成元年度～令和10年度

## ④矢野口自治会館隣接の広場利用

矢野口自治会館隣接の広場につきましては、皆様に広く利用していただけるよう現在開放をしております。

利用者の皆様には、周辺のご迷惑にならないように、マナーを守って利用していただきますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

特に、ボール遊びをされる場合は、広場の外にボールが飛び出さないようご注意ください。

また、イベント等でのご利用をご希望される場合につきましては、区画整理課までご相談をお願いします。

## ⑤仮換地指定証明・保留地証明手数料の改定

令和2年4月1日より、「(1)持続可能な行政運営」、「(2)利用する方と利用しない方の負担の適正化」、「(3)消費税率の引き上げへの対応」を図る観点から、令和元年12月市議会定例会の議決を受け、各種使用料・手数料の改定を行います。

このことにより、仮換地指定証明・保留地証明手数料は下記のとおりとなりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

なお、詳細は、令和2年1月15日号の市広報又は市ホームページをご覧ください。

	新単価（円）	旧単価（円）	備考
仮換地指定証明手数料	300	200	1件当たり
保留地証明手数料	300	200	1件当たり

## ※消防署からのお願い

区画整理地区内で119番通報をされる場合は、住所とともに、区画整理地区内である旨をお伝えください。



事業に関するご意見、ご相談がございましたら、区画整理課事業係までお気軽にご連絡ください。

連絡先：042-378-2111（内線344・345） 担当：城所・島原・鍋田